

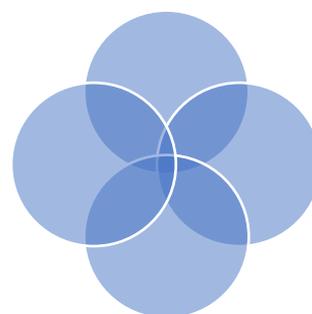
第3次

新座市東部第一地区地域福祉推進協議会

地域福祉地区活動計画



まち歩き(黒目川散策)



ホッとひといきティータイム
(片山1丁目：小さな一歩)

令和6年5月

新座市東部第一地区地域福祉推進協議会

はじめに



近年高齢化が進む中で、地域におけるニーズも多様化し、地域福祉の課題はこれまで以上に多岐にわたってきています。このような状況の中で、地域福祉の基本的な考え方である「地域での支えあいの仕組みづくり」の取組が益々重要になっています。

東部第一地区(池田、道場、片山、野寺)も、平成24年度に、地域福祉圏域でのネットワークの協働によって支える仕組みづくり「新座市東部第一地区地域福祉推進協議会」を設立し、地域における新たな福祉課題に対応していきながら、「新座市東部第一地区地域福祉推進協議会地域福祉地区活動計画(以下「地区計画」という。)」を策定し、地区計画に従い、勉強会、お茶会、まち歩き、落語会、また高齢者相談センターと連携し「認知症高齢者声掛け訓練」など、様々な事業を行ってきました。

新座市が策定する「新座市地域福祉計画」、社会福祉協議会が策定する「新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画」と「地区計画」は、共に地域福祉を推進の理念・課題・目標を共有し「支え合い、つながり合い、安心があり、支え合いを支えるまち にいざ」を基本理念とし、計画を策定し、地域福祉を推進してまいりました。

しかしながら、第2次計画の期間中に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、地域福祉に関わる市民・団体の活動に多大なる影響を与え、地域福祉活動の縮小を余儀なくされてしまいました。

令和5年度は、第2次地区計画の最終年度に当たり、これまでの5年間の基本理念を踏襲しながら、これからの5年間の活動指針である第3次地区計画を検討してまいりました。

今回策定した第3次地区計画では、基本理念である「支え合い、つながり合い、安心がある、地域づくり」を踏まえ、5つの目標を設定しました。この計画に掲げた取組を実現させるためには、町内会・自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、各種団体などの地域の皆様方のご支援とご協力が必要です。

東部第一地区地域福祉推進協議会としても、引き続き、地域福祉を更に充実させ、より良い地域づくりを進めていきたいと考えております。東部第一地区内の皆様の積極的な参画をお願いいたします。

結びに第3次地区計画の策定に当たり、ご尽力をいただきました委員の皆様、そしてこれまでご指導、ご協力を頂いた皆様に心からお礼を申し上げます。

令和6年5月

新座市東部第一地区地域福祉推進協議会
会長 大熊 康夫

— 目 次 —

第1章 計画の概要 **1**

第1節 計画の概要.....	2
1 計画策定にあたって.....	2
2 計画の位置付け.....	3
3 計画の期間.....	6
4 地域福祉圏域の設定.....	6
第2節 計画の目標.....	8
1 基本理念.....	8
2 計画の基本方針と目標.....	9
3 施策の体系.....	10
【目標1 地域で支え合える人材の育成と活動支援】.....	10
【目標2 地域におけるネットワークの強化】.....	10
【目標3 包括的な支援体制の強化】.....	12
【目標4 地域とつながる、安心のまちづくり】.....	13

第2章 東部第一地区が取り組んでいくこと **15**

No.1 地域を支える担い手の育成.....	16
1-1 身近な地域で活躍するボランティアの育成と支援.....	16
No.2 地域で活動がしやすい体制づくり.....	17
2-1 地域福祉活動がしやすい体制づくり.....	17
No.3 地域におけるネットワークの強化.....	19
3-1 福進協、町内会等に関する地域の情報の充実.....	19
3-2 地域福祉のネットワークの強化.....	20
No.4 地域に対する愛着心の育成.....	22
4-1 まち歩きによる地域理解の促進.....	22
No.5 地域のふれあい.....	23
5-1 公民館等を活用した交流の場の確保.....	23
5-2 身近な「ホッとひといきティータイム」の整備.....	24
5-3 地域住民の交流の機会の充実.....	25
5-4 イベントによる地域内連携の推進.....	26
No.6 ひとり暮らし高齢者等への見守り.....	28
6-1 身近な変化に気づき関係機関につなげる.....	28
No.7 地域での包括的支援体制の充実.....	30
7-1 包括的な支援体制の充実.....	30
7-2 地域と連携して展開する専門的・総合的相談支援体制の確立.....	31
7-3 貧困家庭の子ども達への対応.....	32

7-4	ペット問題の支援.....	33
7-5	空き家問題への対応.....	34
No.8	災害に対して安心できる地域づくり	35
8-1	防災の意識向上による減災対策.....	35
No.9	地域ぐるみによる防犯活動の強化.....	36
9-1	地域ぐるみでの防犯活動の参加.....	36
No.10	健康で活力ある地域の推進.....	37
10-1	健康な生活の普及.....	37

第3章 計画推進のために	39
---------------------	-----------

第1節	推進体制の整備	40
1	地域福祉推進協議会の体制の強化	40
2	共助を支える地域ネットワークの構築.....	40

関連資料	43
-------------	-----------

新座市東部第一地区地域福祉推進協議会設置要綱.....	44
-----------------------------	----

第1章 計画の概要



ホッとひといきティータイム(みんなの広場片山)



在宅医療勉強会

第1節 計画の概要

1 計画策定にあたって

少子高齢化は更に進行し、令和7年にはいわゆる団塊の世代が75歳以上となることから、地域包括ケアシステムの構築が重要な課題となっています。また、社会的孤立を始めとして、生きる上での困難・生きづらさはあるが既存の制度の対象となりにくいケースや、いわゆる「8050」やダブルケア、ヤングケアラーなど個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えているケースが顕在化しており、早期に発見して支援につなげる体制を整備する必要があります。

また、ひとり暮らし高齢者等の生活の支援や防災・防犯体制の強化も住民の大きな関心ごととなっています。このような環境の変化の中で、地域の支え合いにより展開される地域福祉の取組が、問題解決に向けた取組として期待されています。

こうした中、新座市では、令和5年度に「支え合い、つながり合い、安心があり、支え合いを支えるまちにいざ」を基本理念とする第4次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画(以下「全体計画」という。)を策定しました。

東部第一地区においては、平成24年度に「東部第一地区地域福祉推進協議会(以下「福進協」という。)」を設立し、平成25年度には、全体計画と整合性のある第1次地域福祉地区活動計画を策定し、地域福祉を推進してきました。

平成30年度に第2次計画策定し令和5年度は、この計画の最終年度に当たり、これまでの5年間の取組を踏まえ、第2次計画の見直しを行いこの度第3次地域福祉地区活動計画を策定しました。

今後は、この計画に基づきながら、福進協と町内会、社協支部、新座市、新座市社会福祉協議会等が連携し、行政(公助)が対応できないような市民のニーズを把握し、できる人が、できることを、できるときに、できる範囲で手助けできる、地域住民の全ての参加による地域福祉活動を推進していくことが期待されます。

2 計画の位置付け

(1)地域福祉地区活動計画の位置付け

本市では、市内 6 地区の地域福祉圏域ごとに地域福祉地区活動計画を策定することとしていますが、この計画は、共に支え合う地域福祉を目指す新座市地域福祉計画及び新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画を踏まえて、新座市社会福祉協議会と地区における地域住民が主体となって策定する民間の活動・行動計画であり、地域住民や町内会、ボランティア団体、NPO法人等の民間団体が自主的に取り組むべき計画です。

(2)新座市地域福祉計画の位置付け

新座市地域福祉計画は、第 5 次新座市総合計画における将来都市像及びまちづくりの基本的な方向性を踏まえ、共に支え合う地域社会を目指し、地域における福祉活動を包括的に推進するものであり、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画として策定する行政計画です。

社会福祉法(抜粋)

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(3)新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画の位置付け

新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画は、新座市社会福祉協議会が呼び掛けて、地域の住民や社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する人(団体)、社会福祉に関する活動を行う人(団体)が協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

地域福祉活動計画策定指針概要(全国社会福祉協議会:平成 15 年 11 月)

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であり、その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決を目指して、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だつて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めである。

この二つの計画は、本市の地域福祉の推進を目的として互いに補完・補強し合う関係にあることから、本市では、この二つの計画を一体の計画として策定しています。

(4)三つの計画の関係

「新座市地域福祉計画」、「新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画」及び「地域福祉地区活動計画」は、共に地域福祉を推進していく上で地域の福祉課題の整理・分析・検討や地域福祉の理念などについて共有する必要があります。

本市では、地域福祉を推進する三つの計画の違いを踏まえつつ、それぞれの取組が支え合い連携して推進されることを重視し、「三相の計画」として独自に提案しています。

図 三相の計画



① 新座市(「地域福祉計画」)は…

新座市のまちづくりの基本理念に基づき、地域における福祉活動を、包括的に責任を持って推進します。

② 社会福祉協議会(「地域福祉活動計画」)は…

地域の住民、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する人(団体)や社会福祉に関する活動を行う人(団体)が主体的に推進する地域福祉活動の育成や支援、環境づくりを推進します。

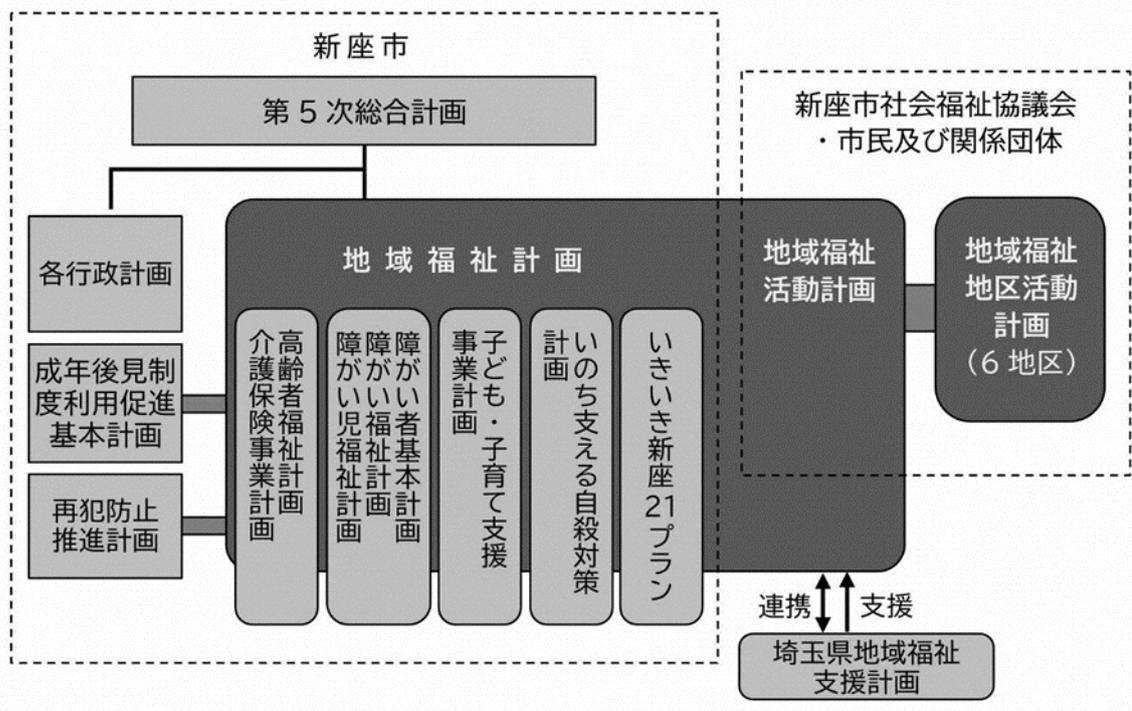
③ 市民・団体・事業所(「地域福祉地区活動計画」)は…

市内の地域福祉圏域(6地区)ごとに、地域の特性を生かして、福祉制度を活用するまでもない身近な問題や、既存の福祉制度では解決できない問題の解決に向けた地域福祉の取組を主体的に推進します。

(5) 関連計画との整合性

地域福祉計画は、第5次新座市総合計画を始め、市の関連計画と整合を図ったものにするとともに、社会福祉法の規定を踏まえ、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画としての性質を有するものとします。

図 地域福祉計画と関連計画



3 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とし、必要に応じて随時見直しを行い、次の計画につなげていきます。

図 計画の期間

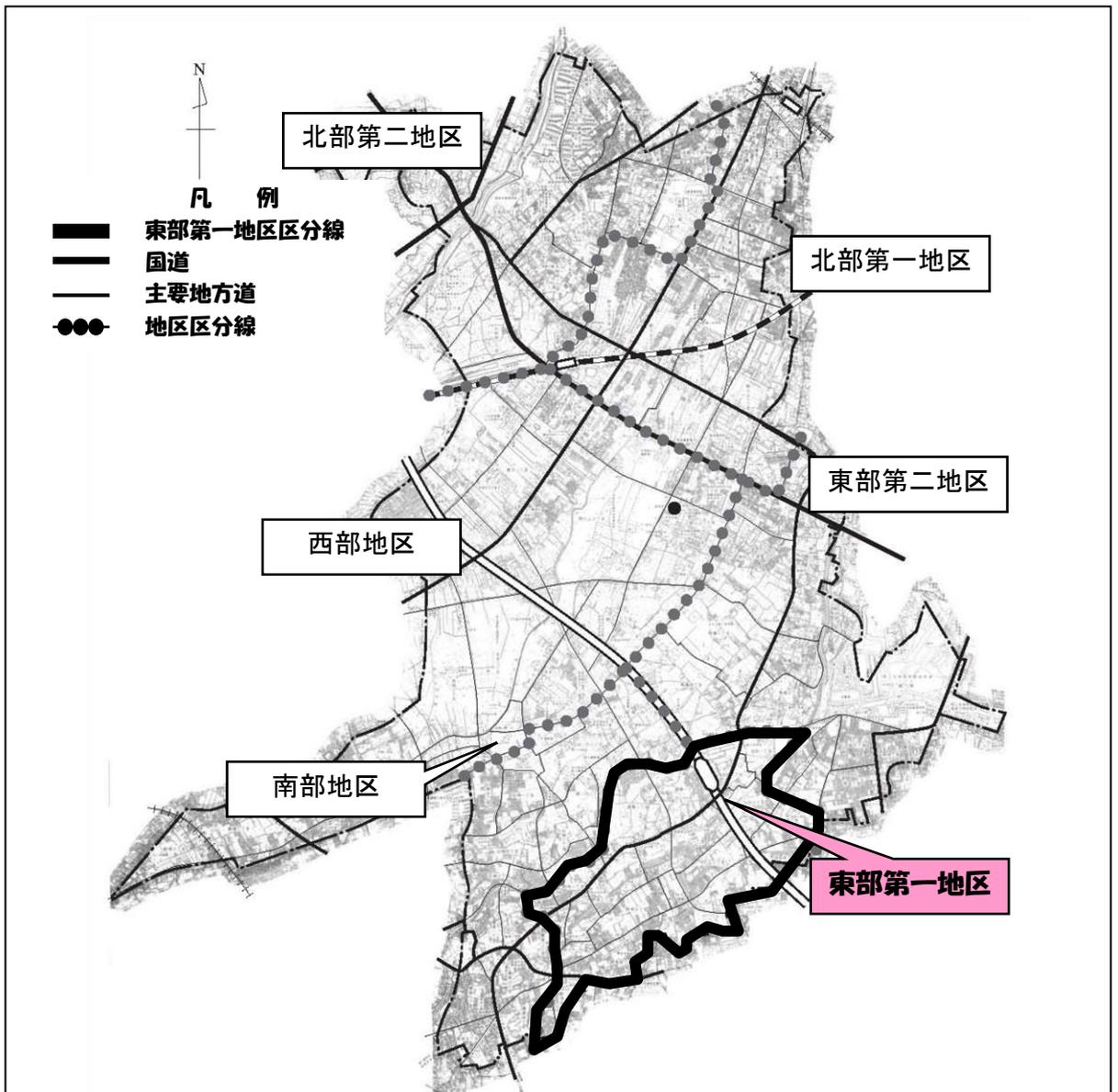
年度	令和4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	
社協・市民の計画	地域福祉の基本方針	第4次地域福祉計画					第5次地域福祉計画				
	第2次地区活動計画	第3次東部第一地区地域福祉地区活動計画 (東部第一地区)					第4次地区活動計画				

4 地域福祉圏域の設定

日常生活圏域を民生委員・児童委員協議会の6地区を基本として設定してありますので、地域福祉計画及び地域福祉活動計画についても、この計画に合わせた地区割とし、次の6つの圏域を設定しています。

圏域名	含まれる地区
東部第一地区	池田・道場・片山・野寺
東部第二地区	畑中・馬場・栄・新塚
西部地区	新堀・西堀・本多・あたご・菅沢・野火止一～四丁目
南部地区	石神・栗原・堀ノ内
北部第一地区	東北・東・野火止五～八丁目
北部第二地区	中野・大和田・新座・北野

図 地域福祉圏域



第2節 計画の目標

1 基本理念

**支え合い、つながり合い、安心があり、
支え合いを支えるまち にいざ**

(1) 人と人との支え合いによる地域共生社会の実現

市民、関係団体、市及び社会福祉協議会(以下「わたしたち」という。)は、住み慣れた地域に関心を持ち、地域住民相互のふれあいを大切にするとともに、市民一人一人の心に優しさを育み、みんなが互いに支え、支えられる思いやりのあるまちづくりを目指します。

(2) 「人と人」、「人と資源」がつながるまちづくり

わたしたちは、住み慣れた地域で、誰もが笑顔で挨拶を交わし、みんなが気兼ねなく交流できるまちを目指します。また、普段の生活で困ったときには、あらゆる課題を受け止めてくれる身近な相談窓口があり、「人と人」、「人と資源」がつながるまちづくりを目指します。

(3) 丸ごと支える福祉により安心して住みやすいまちづくり

わたしたちは、住み慣れた地域の中で、SDGs の理念を踏まえ、誰一人として孤立することなく、それぞれの持てる力をいかして社会に参加し、快適な日常生活が営めるよう、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

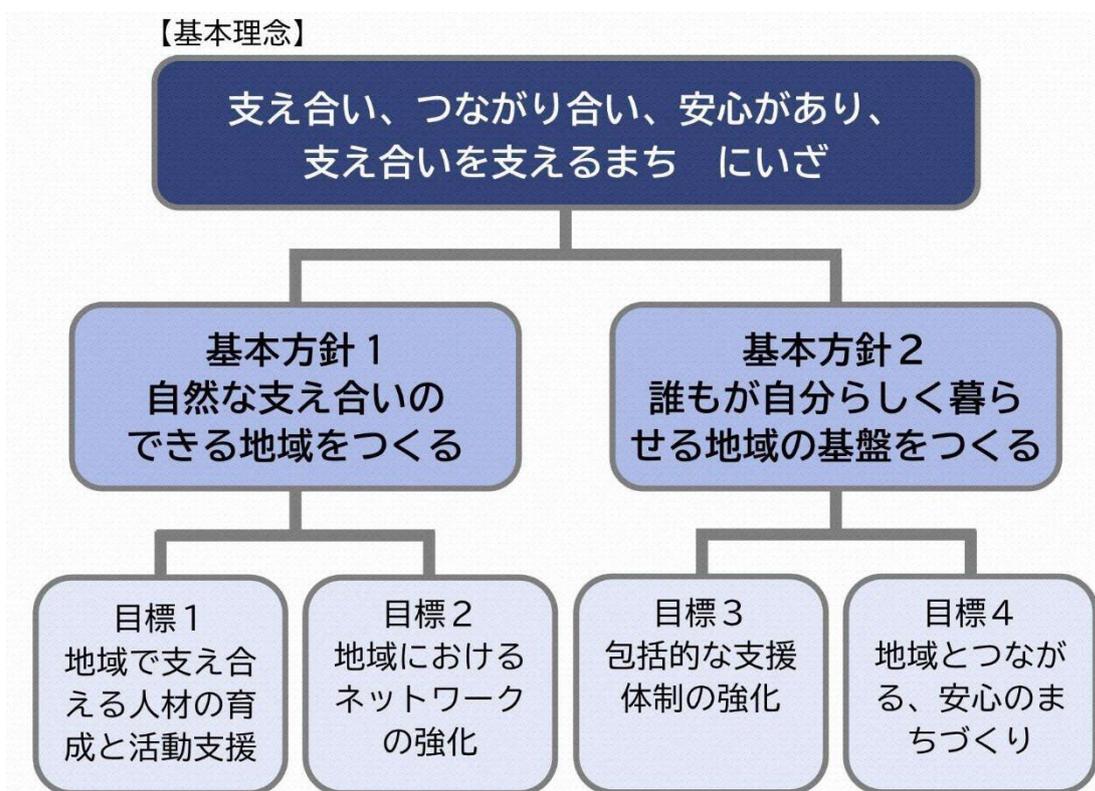
(4) 支え合いを支える仕組みづくり

わたしたちは、それぞれの立場から支え合っていますが、市民と市民、市民と関係団体等による支え合いでは限界があります。市及び社会福祉協議会はそれぞれの長所をいかし、市民や関係団体等が活動しやすい地域の基盤づくりを進めます。

2 計画の基本方針と目標

この計画では、基本理念を実現するため、二つの基本方針と四つの目標を設定しました。これらの目標を実現するためには、市民一人一人が福祉意識を高め、市民、関係団体、市及び社会福祉協議会がそれぞれの役割を果たしながら、連携、協働していくことが大切です。

図 基本理念、基本方針と目標



3 施策の体系

【目標1 地域で支え合える人材の育成と活動支援】

No.1 地域を支える担い手の育成

1-1 身近な地域で活躍するボランティアの育成と支援 (P.16)	
(1)地域福祉活動の担い手の育成	①若い世代の地域活動への参画支援(新規)
	②担い手養成講座の開催(新規)
	③広報紙「かけはし」でのPR

No.2 地域で活動がしやすい体制づくり

2-1 地域福祉活動がしやすい地域づくり (P.17)	
(1)誰もが集まれる居場所づくり	①拠点の検討実施(新規) ②公共施設等を利用した活動の検討(新規)
(2)地域福祉活動推進のための知識の向上	①福進協委員に対しての研修会(新規)

【目標2 地域におけるネットワークの強化】

No.3 地域におけるネットワークの強化

3-1 福進協、町内会等に関する地域の情報の充実 (P.19)	
(1)福進協のPR	①福進協紹介パンフレットの作成
	②広報紙「かけはし」の作成
3-2 地域福祉のネットワークの強化 (P.20)	
(1)住民、地域及び専門機関との協働によるネットワークの強化	①相談窓口としての機能 ・お茶会に相談機関が来てもらっての相談の場としての検討
	②情報共有のためのネットワークづくり
	③地域と地域福祉関係団体との連携
	④情報伝達(新規)
(2)包括的な支援ネットワークの充実	①生活支援体制整備事業との連携(新規)

No.4 地域に対する愛着心の育成

4-1 まち歩きによる地域理解の促進 (P.22)	
(1)地域を知るきっかけとしての企画づくり	①まち歩きの実施

No.5 地域のふれあい

5-1 公民館等を活用した交流の場の確保 (P.23)	
(1)既存の施設を用いた交流の場の整備	①既存の公共施設の有効活用 ②地域の空き家の活用
5-2 身近な「ホッとひといきティータイム」の整備 (P.24)	
(1)「ホッとひといきティータイム」の設置及びPR活動	①公共施設等を活用した「ホッとひといきティータイム」の設置 ②「ホッとひといきティータイム」をPRするちらしの作成 ③看板を掲示
5-3 地域住民の交流の機会の充実 (P.25)	
(1)世代や障がいを超えて、いろいろな人と交流ができるイベントの企画・実施	①家族で参加できて楽しむことができるイベントや様々な事を学ぶことができるイベントの企画(新規) ・軽スポーツなど交流の場として ②若い世代との交流(新規)
5-4 イベントによる地域内連携の推進 (P.26)	
(1)福進協主催によるオリジナルイベントの実施	①福進協主催によるイベントの実施 ・野外コンサート ・子どもと親が遊べる場づくり(道場の公園や集会所を利用したイベント)
(2)地域の各種イベント等への参加・協力	①既存のイベントへの参加・協力 ②小・中学校等のイベントへの参加・協力 ③高齢者相談センター等との連携による福進協のPR
(3)子どもへの支援	①学校教育活動との連携(新規) ・小学校クラブ活動への支援 ・昔遊び ・PC、各学校へ支援 ②子どもの交通安全(新規) ・下校の時間の見守り活動

No.6 ひとり暮らし高齢者等への見守り

6-1 身近な変化に気づき関係機関につなげる (P.28)	
(1)身近な変化に気づくことができる	①町内会・社協支部・民生委員・児童委員・関係機関等との連携・協力 ②チラシ等の作成 ③回覧板等定期的に確認できる仕組み ・全戸配布の検討 ・回覧版の無い所への対応 ④イベントの際の周知活動 ⑤情報共有のためのネットワークづくり ⑥買物支援(新規) ⑦ひとり暮らしの高齢者のゴミ当番問題(新規) ⑧ベンチの設置(ちょっと休める場所)(新規) ⑨デジタル支援(新規)
	(2)認知症高齢者への支援

【目標3 包括的な支援体制の強化】

No.7 地域での包括的支援体制の充実

7-1 包括的な支援体制の充実 (P.30)	
(1)包括的な支援体制の充実	①生活支援体制整備事業との連携(再掲)
7-2 地域と連携して展開する専門的・総合的相談支援体制の確立 (P.31)	
(1)住民、地域及び専門機関との協働によるネットワークの強化	①相談窓口としての機能(再掲) ・お茶会に相談機関が来てもらっての相談の場としての検討
	②情報共有のためのネットワークづくり(再掲)
	③地域と地域福祉関係団体との連携(再掲)
7-3 貧困家庭の子ども達への対応 (P.32)	
(1)子ども達が安心して地域で暮らしていくための支援	①子ども食堂(新規)
	②学習支援(新規)
	③ひとり親家庭の支援(新規)
7-4 ペット問題の支援 (P.33)	
(1)ペット問題の支援	①ペット問題の支援(新規)
7-5 空き家問題への対応 (P.34)	
(1)地域の空き家問題への支援	①空き家対策(新規)
	②地域の空き家の活用(再掲)

【目標4 地域とつながる、安心のまちづくり】

No.8 災害に対して安心できる地域づくり

8-1 防災の意識向上による減災対策 (P.35)	
(1)地域での防災力の向上	①障がいを持つ方持たない方との防災訓練(新規)
	②防災と健康をセットにしたイベントの開催(新規)
	③避難場所の対応(新規)

No.9 地域ぐるみによる防犯活動の強化

9-1 地域ぐるみでの防犯活動の参加 (P.36)	
(1)保護者・地域との連携による防犯活動の推進	① 困った時に駆け込めるところの設置(新規) ・子ども110番 ・学校との連携調整
	②困った時に駆け込めるところの周知(新規)

No.10 健康で活力ある地域の推進

10-1 健康な生活の普及 (P.37)	
(1)専門家などの話を聞き学ぶ場を設ける	①在宅医療や介護、健康などの多様なテーマや対象者に応じた講演会や勉強会等の実施
(2)地域での食育を考える	①健康な食生活や食文化についての調理教室や講座等の開催 ・うどん作り ・簡単調理で時短教室

第2章 東部第一地区が取り組んでいくこと



地域の歴史を知る(まち歩き)



うどん打ち体験

No.1 地域を支える担い手の育成

1-1 身近な地域で活躍するボランティアの育成と支援

【現況と課題】

東部第一地区は、池田・道場・片山・野寺の4地区・4町内会からなっています。各町内会はそれぞれ独立して活動しています。

近年、身近な地域で活躍をしていく担い手が減少しています。原因としては、高齢化や子育て世代の共働きの増加など様々な要因が考えられています。

東部第一地区としても今後地域福祉活動を推進していくためには、担い手の育成が必要となります。

【目標・方法】

- ❶ 若い世代にも福進協の周知度を高める
- ❷ 福進協の活動の担い手づくりをきっかけに地域で行っている活動等を活性化し、住民同士のつながりをつくる
- ❸ 情報を収集し、広く提供できるよう努める

【具体的取組】

(1) 地域福祉活動の担い手の育成

- ❶ 若い世代の地域活動への参画支援
 - ・若い世代に向けての地域活動に参加者しやすいよう情報提供に努めます。
 - ・若い世代に向けた事業を関係団体や学校等とも連携しながら事業を計画します。
- ❷ 担い手養成講座の開催
 - ・担い手育成をしていくための「担い手養成講座」を地域で開催します。
- ❸ 広報紙「かけはし」でのPR
 - ・地域住民に定期的に地域情報や福祉情報を提供するため、町内会等の協力により福進協としてのかわら版を作成します。
 - ・寄り広い世代にも情報が届くよう情報提供の方法についても検討いたします。

No.2 地域で活動がしやすい体制づくり

2-1 地域福祉活動がしやすい体制づくり

【現況と課題】

福祉意識の啓発に加え、地域福祉推進協議会を始めとする地域福祉活動がしやすい環境や体制を整備していく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の収束を見据えたそれぞれの活動の再開・推進が求められています。

住民同士の交流は福進協活動の出発点でもあり、大事な課題でもあります。

市内の先行地区では集会所を活用した交流事業等を行っており成果をあげています。本地区においても交流活動の場として中央公民館や地区内の集会所等も活用していくことが考えられます。

地域では、町内会、老人クラブ、子ども会、障がい者団体、ボランティア団体、NPO法人など多様な主体による活動が展開されており、活動の場所として公民館、集会所等が使われています。

今後とも既存の施設を柔軟に活用するとともに、地域福祉の活動拠点の整備を進めていく必要があります。他に、八石小学校、池田小学校、第三中学校、第五中学校、新座高等学校やいきいき広場等がありますが、必ずしも有効に活用されているとは言えない部分もあります。いきいき広場は、小学校に併設され子どもも利用できることから、今後、多世代参加型の交流の場として活用を進めていくことも期待されています。そのため、PRや広報を強化することにより、既存の交流の場の活用を促進していく必要があります。

また、地域の空き家や空きスペース等についても有効活用等を含めた検討をしていく必要もあります。

【目標・方法】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 地域福祉の拠点として誰でも集まれる場所の検討② 公共施設を利用した地域福活動等事業について検討③ 地域福祉推進協議会での取組を推進し、福祉に関する理解の促進に努めます。 |
|--|

【具体的取組】

(1) 誰もが集まれる居場所づくり

① 拠点の検討実施

・地域福祉活動の拠点について検討してまいります。

② 公共施設等を利用した活動の検討

・公共施設を利用した活動を検討してまいります。

(2) 地域福祉活動推進のための知識の向上

① 福進協委員に対する研修会

- ・地域福祉推進協議会での取組を推進し、地域福祉に関する理解の促進のための研修会を開催してまいります。

No.3 地域におけるネットワークの強化

3-1 福進協、町内会等に関する地域の情報の充実

【現況と課題】

東部第一地区は、池田・道場・片山・野寺の4地区・4町内会からなっています。各町内会はそれぞれ独立して活動しています。

そうした中、東部第一地区として一体感のある地域福祉活動を推進するため、平成25年4月に「東部第一地区地域福祉推進協議会(以下「福進協」という。)」を設立しました。

当面は、福進協の周知度を高めていくことが大きな課題となります。

また、チラシやパンフレット等を作成するためには福進協と町内会等が相互に情報交換をしていくことが必要となります。この作業を通じて、町内会等との連携と情報交換の基盤づくりも同時に進めていくことが期待されます。

【目標・方法】

- ① 福進協の周知度を高める
- ② 福進協の活動をきっかけに町内会、社協支部等を活性化し、住民同士のつながりをつくる
- ③ 情報を収集し、対策を立て、素早く実行するよう努める

【具体的取組】

(1) 福進協のPR

① 福進協紹介パンフレットの作成

- ・福進協の紹介パンフレットを作り、周知・啓発に努めます。
- ・福進協は4町内会等も含んで活動するため、パンフレット作成に当たり、4町内会等との情報交換を行います。

② 広報紙「かけはし」の作成

- ・地域住民に定期的に地域情報や福祉情報を提供するため、町内会等の協力により福進協としてのかわら版を作成します。

3-2 地域福祉のネットワークの強化

【現況と課題】

東部第一地区には4町内会があり、独自に活動を行っています。町内会以外にも社協支部や民生委員・児童委員などの地域で活動する方々があります。また、学校や公民館などの公共施設や福祉に関する専門機関・施設も多くあります。

地域の人と人、組織と組織の間に立ち、ネットワークのパイプ役となることによって、地域内連携を実現させていくことが大切となります。

町内会、社協支部、公民館、学校、福祉施設、民生委員・児童委員など地域の施設や団体との連携を強化していき、互いのつながりを徐々に作っていくことが求められています。

【目標・方法】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 地域のイベントに参加し、福進協をPRする② 福進協として事業を行い、福進協を知ってもらう |
|---|

【具体的取組】

(1) 住民、地域及び専門機関との協働によるネットワークの強化

① 相談窓口としての機能

- ・相談の場には、相談を受けられる人を置き、相談者の内容に応じて、適切な機関へ相談できるように、相談者へ各種機関の情報提供を行います。
- ・ホッとひといきティータイムなどに相談機関に来てもらうなど相談の場を設けることを検討します。

② 情報共有のためのネットワークづくり

- ・相談の窓口との情報共有を図ります。

③ 地域と地域福祉関係団体との連携

- ・地域福祉関係団体の協力を得て「相談の場」のPRをしていただきます。
- ・特に、高齢者相談センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などとの連携を進めます。

④ 情報伝達

- ・現在の広報紙は、町内会・自治会の協力を得て回覧等実施して頂いております。
- ・今後、若い世代等への情報発信等などにつきまして、SNS等の利用について調査研究を進めます。

(2) 包括的支援ネットワークの充実

① 生活支援体制整備事業との連携

- ・「第4次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画」にもあるとおり地域の多様な主体と連携しながら、地域の支え合いの仕組みづくりを推進する生活支援体制整備事業(愛称:ささえあい新座)と各地域福祉圏域の実情に応じ、

地域福祉推進協議会と第2層協議体(生活支援体制整備事業)について、連携の強化を図りながら、組織の統合を目指し、協議をまいります。

No.4 地域に対する愛着心の育成

4-1 まち歩きによる地域理解の促進

【現況と課題】

この計画を推進していく取組として、地域内のまち歩きを行いました。その結果、通勤などをしていると、自分の地域はよく知らないことが多く、また、普段目になっている風景でも、福祉や防災・防犯の視点から見つめ直すことによって、様々な気づきを得ることができました。

今後、多くの住民にまち歩きを体験してもらうことによって、地域に対する愛着や理解、福祉意識を高めていくことができるものと思われます。

また、歩いて終わるだけでなく、まち歩きで気づいたことなどを参加者同士が共有するとともに、今後の地域福祉活動に役立てていくための「お散歩マップ」の作成も有効であると考えられます。

【目標・方法】

① まち歩きを通じて地域への理解と愛着心を高める

【具体的取組】

(1) 地域を知るきっかけとしての企画づくり

① まち歩きの実施

・住民が地域を知ることにより愛着心を高めるため、まち歩きを定期的で開催します。

No.5 地域のふれあい

5-1 公民館等を活用した交流の場の確保

【現況と課題】

住民同士の交流は福進協活動の出発点でもあり、大事な課題です。

本地区の最大の交流の場となる中央公民館については、より利用しやすい公民館となるように提案していく必要があります。

南部地区など市内の先行地区では集会所を活用した交流事業を行っており成果をあげています。本地区においても交流活動の場として中央公民館や地区内の集会所等を活用していくことが考えられます。

令和6年4月には、道場地区に完成しました「新座セントラルキッズパーク」が使用開始をされました。広い多目的広場が作られ、開放感あふれる素敵な場所になり今後についても活用を県としてまいりたいと考えています。

他に、八石小学校、池田小学校に高齢者いきいき広場がありますが、必ずしも有効に活用されているとは言えない部分もあります。高齢者いきいき広場は、小学校に併設され子どもも利用できることから、今後、多世代参加型の交流の場として活用を進めていくことが求められています。そのため、今後、PRや広報を強化することにより、既存の交流の場の活用を促進していく必要があります。

また、地域の空き家についても有効活用等を含めた検討をしていく必要もあります。

【目標・方法】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 交流の場として既存の施設を活用する② 様々な人が参加しやすい交流の場をつくる |
|---|

【具体的取組】

(1) 既存の施設を用いた交流の場の整備

① 既存の公共施設の有効活用

・福進協の会議や交流イベント等については、中央公民館を始めとして集会所、新座セントラルキッズパーク、高齢者いきいき広場、学校等の余裕教室といった地域の施設を活用します。

② 地域の空き家の活用

・地域の空き家の利用方法について検討します。
・空き家の所有者に対し、地域福祉を理解していただき、空き家を提供していただけるように声かけをしていきます。

5-2 身近な「ホッとひといきティータイム」の整備

【現況と課題】

「ホッとひといきティータイム」は、公共施設や空き家を活用するなど住民同士が日頃から集まり気軽に交流できる場として、現在、他地区福進協でも取り組まれている活動です。また、市や専門機関と連携することにより、身近な相談窓口の場としても有効です。

町内会には、様々な相談が持ち込まれ、それぞれに対応はできていますが、その内容はちょっとした困りごとから孤独死の問題など多岐に渡り、相談の対応は町内会によってまちまちです。

「ホッとひといきティータイム」をこの計画の主要事業の一つとして位置づけ、実現を目指します。

【目標・方法】

- ① 身近な相談の場「ホッとひといきティータイム」を設置し、住民同士のつながりを深めるきっかけをつくる
- ② 相談窓口としての機能的役割、関係機関との架け橋としてのネットワークづくりを推進する

【具体的取組】

(1)「ホッとひといきティータイム」の設置及び PR 活動

- ① 公共施設等を活用した「ホッとひといきティータイム」の設置
 - ・公民館、いきいき広場、集会所などを利用して「ホッとひといきティータイム」を設置します。
 - ・民家の庭などいろいろな場所の利用を検討します。
- ② 「ホッとひといきティータイム」をPRするちらしの作成
 - ・福進協にてちらしを作成し、町内会、民生委員・児童委員などと協力し、全戸配布を目指していく。
 - ・地道な活動を通して「相談の場」があることを少しずつでも周知していくよう努めます。
- ③ 看板を掲示
 - ・外から見て分かりやすいように、入口に看板を設置します。

5-3 地域住民の交流の機会の充実

【現況と課題】

地域住民が顔を合わせて交流する機会が少なくなっている昨今、顔の見える関係づくりが重要となっています。

こうした中、世代や障がいの有無を越えた地域の様々な方が出会い交流のできる機会が必要なのではないかとの意見が策定部会でも出されていました。

また、子どもが遊べる機会をつくることは、子どもの親や祖父母の世代も巻き込んだつながりづくりにもつながります。

そのため、学校等と連携を強化しながら、家族ぐるみで参加できるイベント等の実施を検討していくことが求められています。

【目標・方法】

- ① 地域の誰もが参加できる機会をつくる
- ② 日頃経験できないことを経験できる機会をつくる
- ③ 安心して参加できる環境をつくる

【具体的取組】

(1) 世代や障がいを越えて、いろいろな人と交流ができるイベントの企画・実施

- ① 家族で参加できて楽しむことが出来るイベントや様々な事を学ぶことが出来るイベントの企画
 - ・誰もが参加できて楽しめる、住民誰もが積極的に参加できるような内容のイベントを行います。
 - ・広いスペース等がある地域の様々な場所で行えるイベントを検討します。(公民館や学校や団体や空きスペース等も会場として検討)
 - ・軽スポーツなどを通じて交流の場として開催できるか検討してまいります。
- ② 若い世代との交流
 - ・大人と子どもが交流できるイベントの開催を検討します。
 - ・地域住民の協力を得て、子どもたちも参加することができるイベントを行います。

5-4 イベントによる地域内連携の推進

【現況と課題】

東部第一地区としてまとまりのある住民意識を醸成していくことが福進協に求められています。住民同士の関係が希薄化している中で、地域の人と人が知り合い顔見知りになっていくことが大切となります。その具体的な取組として福進協のPRを兼ねた魅力あるオリジナルイベントを行っていく必要があります。

福進協として5年間活動してきた中で少しずつ知られてきていますが、より多くの方に広めていくために、町内会、社協支部、公民館、学校などが行う既存のイベントに参加しPRすることで、福進協の周知度を高めつつ、互いのつながりづくりを徐々につくっていくことが求められています。

【目標・方法】

- ① 地域のイベントに参加し、福進協をPRする
- ② 福進協として事業を行い、福進協を知ってもらう
- ③ 学校での教育活動を通じて子どもたちへの支援につなげる活動を行う

【具体的取組】

(1) 福進協主催によるオリジナルイベントの実施

① 福進協主催によるイベントの実施

- ・東部第一地区全体の住民の連帯感を高めるため、半年ないし1年に1回程度、オリジナルイベントを開催します。
- ・東一のお祭りや発表会等のイベントの開催の検討
- ・野外コンサート
- ・子どもと親が遊べる場づくり(道場の公園や集会場を利用したイベント)

(2) 地域の各種イベント等への参加・協力

① 既存のイベントへの参加・協力

- ・公民館、集会所でのフェスティバルやイベント、会食ふれあい事業などに参加し、福進協のPRを行います。

② 小・中学校等のイベントへの参加・協力

- ・地域の幼稚園、保育園、認定こども園、小・中学校、高等学校等の保育・教育施設と連携し、福進協としてイベント等に参加できるよう働きかけます。

③ 高齢者相談センター等との連携による福進協のPR

- ・高齢者相談センターの事業などのお手伝いをしながら、福進協のPRを行います。
- ・高齢者相談センター等にパンフレット、かわら版を置くなど、情報発信の場として活用します。

(3)子どもへの支援

① 学校教育活動との連携

- ・小学校クラブ活動への支援
- ・昔遊び
- ・PC、各学校への支援

② 子どもの交通安全

- ・下校時間の見守り活動に協力する。

No.6 ひとり暮らし高齢者等への見守り

6-1 身近な変化に気づき関係機関につなげる

【現況と課題】

ひとり暮らし高齢者がいつまでも安心して暮らせる地域をつくる上で、ごみ出しや買い物支援などの困りごとに対して身近な変化に気づき関係機関につなげる等の対応が喫緊の課題となっています。

本地区内でも隣近所の支え合いや見守りによって対応できているケースもあり、こうした事例の収集や周知、働きかけをしていくことによって、近隣住民や小・中・高校生を含めた地域ぐるみの支え合いを広げていくことは可能であると考えられます。

しかしながら、隣近所による支え合いは、一時的な対応は比較的可能であっても、継続的に発生するニーズへの対応には限界があり、関係者並びに関係機関との連携を構築していく必要があります。

【目標・方法】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 身近な相談や見守り等の連携ネットワークをつくる② 身近な地域での支援の連携について検討していく |
|--|

【具体的取組】

(1) 身近な変化に気づくことができる

- ① 町内会・社協支部・民生委員・児童委員・関係機関等との連携
 - ・ひとり暮らし高齢者等の困りごと等の支援に対してどのように見守りを行いながら対応していくかについて検討し具体化、実行するための検討をします。
- ② チラシ等の作成
 - ・各地域の相談等に関する情報を載せたちらし等の作成を検討します。
 - ・具体例を一部載せて、連絡しやすい内容や、磁石で冷蔵庫に張ることができるなど、見やすくわかりやすくする工夫に努めます。
- ③ 回覧板等で定期的に確認できる仕組み
 - ・回覧板等を通じて民生委員・児童委員の情報等を伝えていきます。
- ④ イベントの際の周知活動
 - ・各地域でイベントを開催する際に、各地域の相談等を行う関係機関等の情報を知っていただくため、ちらしを配布します。
- ⑤ 情報共有のためのネットワークづくり
 - ・民生委員・児童委員をはじめ町内会、高齢者相談センターなど他組織との情報共有をします。

⑥ 買物支援

・買い物等の支援に対してどのように見守りを行いながら対応していくかについて検討し具体化、実行するための検討をします。

⑦ ひとり暮らしの高齢者のゴミ当番問題

・ごみ出しやゴミ当番等の支援に対してどのように見守りを行いながら対応していくかについて検討し具体化、実行するための検討をします。

⑧ ベンチの設置

・地域の中でホッと休めるスペースやベンチに設置について検討してまいります。

⑨ デジタル支援

・高齢者のスマホ教室などデジタルデバイスに対する支援を検討してまいります。

(2)認知症高齢者への支援

① 地域での認知症高齢者の方への支援

・認知症サポーター養成講座の実施

・オレンジカフェ等の開催の検討

・高齢者相談センターや関連施設や団体と連携しながら地域で認知症を支える体制について検討していく。

No.7 地域での包括的支援体制の充実

7-1 包括的な支援体制の充実

【現況と課題】

地域で発生する困りごとは様々な課題が含まれているため、身近な地域で受けた相談等に対し、各専門機関や民生委員・児童委員、住民が連携した地域のネットワークで受け止め対応しながら、福祉制度を活用するまでもない身近な問題や既存の制度では解決できない問題については、地域福祉推進協議会による取組を進めるとともに、福祉サービスや専門的な対応が必要な問題については、行政等に円滑につなげ、関係者が連携して包括的に支援をしていく取組についても進めていく必要があります。

【目標・方法】

- ① 地域での困りごとに対して様々な団体等と連携を強化していく
- ② 生活支援体制整備事業との連携、統合について協議していく。

【具体的取組】

(1) 包括的な支援体制の充実

① 生活支援体制整備事業との連携(再掲)

- ・「第4次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画」にもあるとおり地域の多様な主体と連携しながら、地域の支え合いの仕組みづくりを推進する生活支援体制整備事業(愛称:ささえあい新座)と各地域福祉圏域の実情に応じ、地域福祉推進協議会と第2層協議体(生活支援体制整備事業)について、連携の強化を図りながら、組織の統合を目指し、協議をしてまいります。
- ・生活支援体制整備事業とどの様な連携ができるか検討します。

7-2 地域と連携して展開する専門的・総合的相談支援体制の確立

【現況と課題】

地域で発生する困りごとは様々な課題が含まれているため、サロン活動など身近な地域で受けた相談等に対し、各専門機関や民生委員・児童委員、住民が連携した地域のネットワークで受け止め対応しながら、地域の専門機関や団体等と協力し、連携を取りながら、福祉サービスや専門的な対応が必要な問題については、行政等に円滑につなげ、関係者が連携して取り組めるようになっていく必要があります。

【目標・方法】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 各専門機関及び関係団体等とのネットワークを構築する② 相談支援機関とも連携をしながら支援につなげていく |
|--|

【具体的取組】

(1) 住民、地域及び専門機関との協働によるネットワークの強化

- ① 相談窓口としての機能(再掲)
 - ・相談の場には、相談を受けられる人を置き、相談者の内容に応じて、適切な機関へ相談できるように、相談者へ各種機関の情報提供を行います。
 - ・ホッとひといきティータイムなどに相談機関に来てもらうなど相談の場を設けることを検討します。
- ② 情報共有のためのネットワークづくり(再掲)
 - ・民生委員・児童委員をはじめ町内会、高齢者相談センターなど他組織との情報共有をします。
- ③ 地域と地域福祉関係団体との連携(再掲)
 - ・地域福祉関係団体の協力を得て「相談の場」のPRをしていただきます。
 - ・特に、高齢者相談センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などとの連携を進めます。

7-3 貧困家庭の子ども達への対応

【現況と課題】

新座市では、家庭教育及び地域での子育て支援の充実を図るために地域・学校・幼稚園・保育園・子育てサークル・関係機関・関係団体などによる子育て支援ネットワークを形成し、様々な事業の実施を通じて、市内の子育て支援体制を整備しています。

地域では、核家族化や近所づきあいの希薄化等により、貧困家庭等課題を抱える世帯等が以前より孤立しやすい状況となっています。ヤングケアラーや孤食問題など新たな課題も出てきています。

【目標・方法】

- ① 地域全体で子育て支援をする環境をつくる
- ② 障がいのある子どもや支援が必要な子どもが地域で共に学び育つための環境をつくる
- ③ 学校と地域との連携を推進する

【具体的取組】

(1) 子ども達が安心して地域で暮らしていくための支援

- ① **子ども食堂**
 - ・様々な機関や団体とも連携・協力して、子ども食堂の開催に向けて検討します。
- ② **学習支援**
 - ・市内の大学や学校等とも連携しながら子どもたち向けの学習支援を検討します。
- ③ **ひとり親家庭の支援**
 - ・ひとり親家庭等に対する支援についても検討します。

7-4 ペット問題の支援

【現況と課題】

地域でペットを飼われる方が増えています。ペットの増加に伴いペットのマナーに関するトラブルも出てまいりました。地域でペットとも共存していくための相互理解も必要となっています。

【目標・方法】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ペット問題について協議していく② ペット問題への支援について検討する |
|---|

【具体的取組】

(1) ペット問題の支援

- ① ペット問題の支援
 - ・地域のペット問題について協議します。
 - ・ペットの飼い方講座など地域で共存共栄できる支援内容を検討します。

7-5 空き家問題への対応

【現況と課題】

近年、空き家が増加し、防犯的観点から懸念されています。また、空き家を活用しての臨時立ち寄り所の運営やサロン活動、子ども食堂の会場として空き店舗を活用するなど、地域福祉活動へのつながりや参加・協力が進みつつあります。

【目標・方法】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 空き家対策について協議していく② 地域の空き家の活用を検討していく |
|--|

【具体的取組】

(1)地域の空き家問題への支援

① 空き家対策

- ・地域の空き家の対策について協議します。

② 地域の空き家の活用

- ・地域の空き家の利用方法について検討します。
- ・空き家の所有者に対し、地域福祉を理解していただき、空き家を提供していただけるように声かけをしていきます。

No.8 災害に対して安心できる地域づくり

8-1 防災の意識向上による減災対策

【現況と課題】

東日本大震災を経験し、能登半島地震など大地震や台風等の大規模な災害への対応が求められる中で、市内 61 町内会の全てにおいて自主防災会が組織され、地域での防災訓練、防災機器の購入、使用方法等の指導・訓練、意識啓発活動が実施されています。また、福祉の視点を取り入れた防災訓練を行っている地域もみられます。

市民意識調査では、家具転倒防止などの防災対策は 75%が「行っている」と回答しています。

しかしながら、身近な地域で気がかりなこととして「防災に関すること」が「防犯」に次いで多く見られ、防災は地域づくりの大きな課題となっています。

このため、今後とも防災意識の向上所による減災対策を行うとともに、地域の防災力を高めるための取組を進める必要があります。

【目標・方法】

- ① 地域での防災に対して様々な団体等と連携を強化していく
- ② 防災意識向上のための事業を実施する

【具体的取組】

(1) 地域での防災力の向上

① 障害を持つ方持たない方との防災訓練

- ・障がいを持つ人持たない人が参加する防災訓練の実施。
- ・障がいを持つ人への理解を深めるための研修の実施。
- ・シングルの方やペットを飼われている方などに最低限持ち出せるものなどの研修会の実施。

② 防災と健康をセットにしたイベントの開催

- ・防災だけでなく健康をテーマに取り入れたイベントの実施。

③ 避難場所の対応

- ・避難場所での対応等について検討。

No.9 地域ぐるみによる防犯活動の強化

9-1 地域ぐるみでの防犯活動の参加

【現況と課題】

市内では「子ども 110 番の家」や、関係団体によるパトロール活動が広く実施され、子どもの安全を地域で守る体制の充実が図られています。

また、市職員による「青色防犯パトロール」を実施し、市職員全体の防犯意識の向上を図るとともに、市内の犯罪発生及び不審者事案発生を抑止しています。

一方、市民意識調査の結果では、身近な地域で気がかりなこととして「防犯に関すること」が最上位に挙げられており、今後とも地域ぐるみの防犯活動の強化が求められています。

また、認知症の高齢者や知的障がい者は、悪質商法による訪問販売等の被害者となりやすい上、今後、ひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中で、悪質商法や空き巣による被害から安心して生活できるよう、防犯と被害の未然防止のための正確かつ迅速な情報伝達が求められています。

【目標・方法】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 地域での防犯に対して様々な団体等と連携を強化していく② 地域での防犯活動のを推進していく |
|---|

【具体的取組】

(1) 保護者・地域との連携による防犯活動の推進

- ① 困った時に駆け込めるところの設置
 - ・子供110番。
 - ・学校との連携調整。
- ② 困った時に駆け込めるところの周知
 - ・駆け込み場所の創出や施設団体等の連携。
 - ・駆け込めるところの周知及び周知方法の検討。

No.10 健康で活力ある地域の推進

10-1 健康な生活の普及

【現況と課題】

地域が持続的に発展する上では、住民がいつまでも健康であることが大切です。

地域の中でいきいきと生活を続けていくには、どうしたらよいのか知識を得る機会がまだ少なく研修会や学習会などの取組も必要になっています。

また、郷土料理の普及活動を進めることによって住民同士のつながりが強まっていくことが期待されるとの意見が第1次計画づくりのワークショップでも見られました。

新座市は、高血圧症の人数が四市(志木市、和光市、朝霞市、新座市)で一番多く、健康な食生活を地域ぐるみで推進していくことが求められています。

【目標・方法】

- ① 在宅で生活をするための在宅医療や介護、健康について学ぶ
- ② 様々な人が参加し、一緒に調理する機会をつくる
- ③ 専門的な知識を学ぶ

【具体的取組】

(1) 専門家の話を聞き、学ぶ場を設ける

① 在宅医療や介護、健康などの多様なテーマや対象者に応じた講演会や勉強会等の実施

- ・様々な機関と連携し、在宅医療や介護、健康などの多様なテーマで講演会や勉強会を実施します。
- ・参加者や対象者など意見を反映した様々な人が興味を持つような講演会や勉強会を企画します。

(2) 地域での食育を考える

① 健康な食生活や食文化についての調理教室や講座等の開催

- ・社協支部(池田、片山、野寺)で行っている会食ふれあい事業の調理経験、運営経験を活用して、事業を行います。
- ・地域の智恵(うどん作り等)を持っている方に協力いただき事業実施を検討します。

- ・うどん打ち体験等
- ・簡単調理で時短教室など

第3章 計画推進のために



道場ホッとひといきティータイム



池田ホッとひといきティータイム



野寺ホッとひといきティータイム



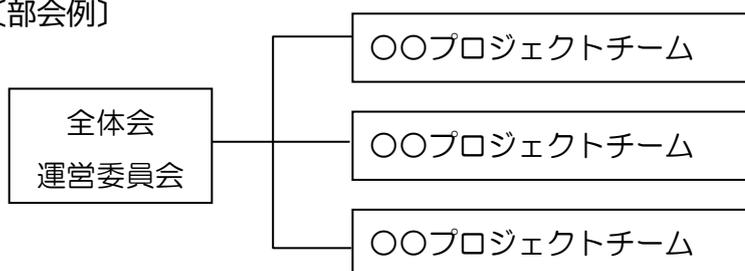
片山ホッとひといきティータイム

第1節 推進体制の整備

1 地域福祉推進協議会の体制の強化

この計画を着実に推進するため、福進協に事業ごとにプロジェクトチームを設けます。

〔部会例〕



2 共助を支える地域ネットワークの構築

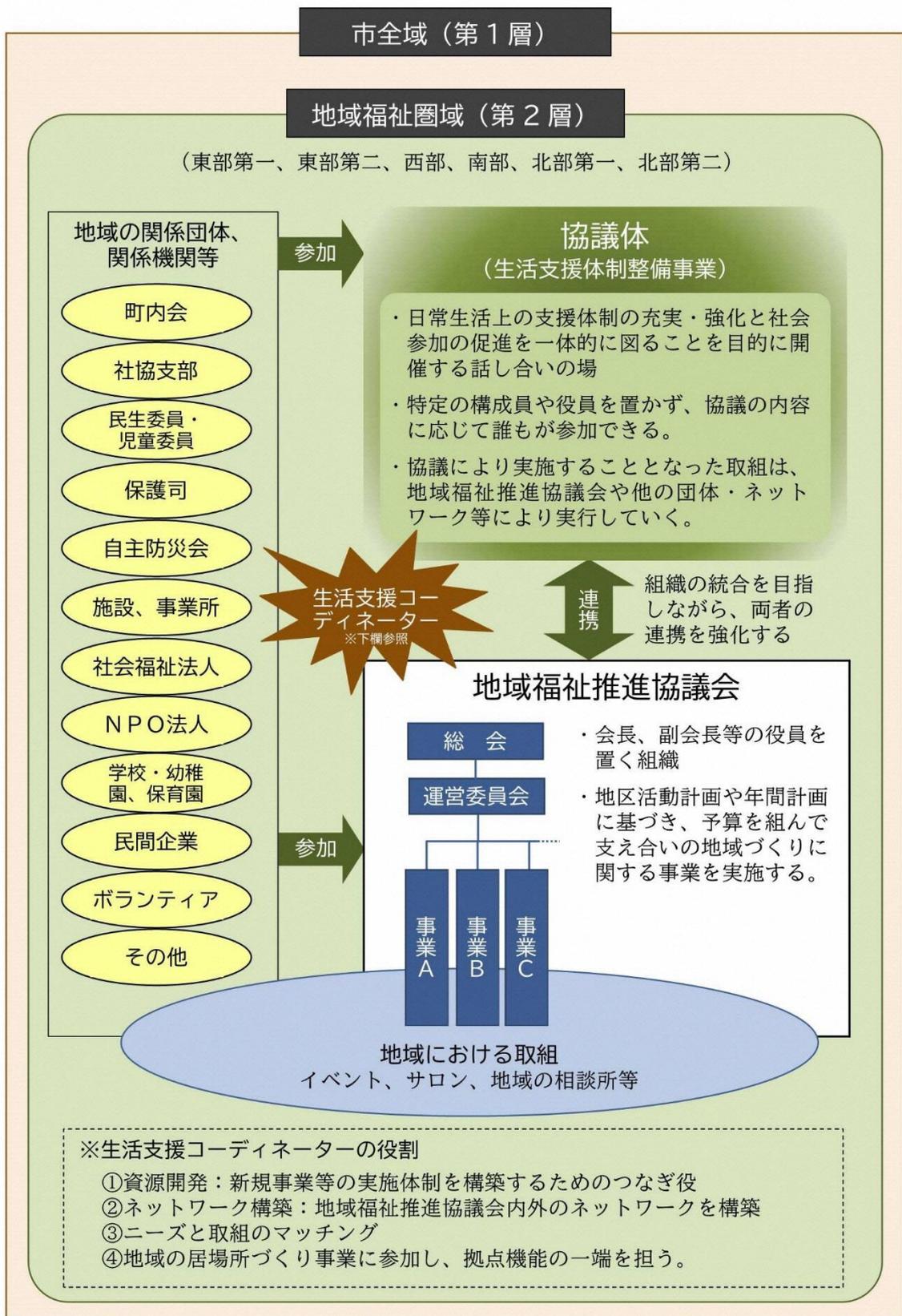
個人や家族で解決できず、ぎりぎりまで頑張ってしまう、どうにもならなくなった段階で行政へ持ち込まれるケースが多く見受けられます。もう少し早い段階でSOSを周りの人たちに発信し、地域で協力してできることは地域で助け合い、専門機関や行政などと連携できるシステムが求められています。

地域でできることは地域で解決するために、行政と連携し地域の相談窓口をつくり、持ち込まれた相談を互いに考え話し合う場、そして住民同士が支え・支えられる仕組み(地域ボランティア)の構築を目指します。

東部第一地区内で共助を支えるネットワークを構築し活性化させるため、福進協の構成メンバーは、次のとおりとします(生活圏域でのネットワーク図参照)。

- (1)町内会・自治会
- (2)社協支部
- (3)民生委員・児童委員
- (4)保護司
- (5)自主防災会関係者
- (6)施設・事業所関係職員
- (7)ボランティア・NPO 等団体関係者
- (8)学校・幼稚園・保育園・放課後児童保育室関係者
- (9)商工会・商店関係者
- (10)老人クラブ関係者
- (11)医療機関関係者
- (12)学識経験者

図 地域福祉圏域でのネットワーク図



関連資料



新座市東部第一地区地域福祉推進協議会設置要綱

(平成25年4月3日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新座市地域福祉計画及び社会福祉法人新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画に基づいた東部第一地区地域福祉活動計画(以下「地区計画」という。)を具体的に実現していくために、新座市東部第一地区地域福祉推進協議会(以下「東一福進協」という。)を設置し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この地域福祉推進協議会の名称は、新座市東部第一地区地域福祉推進協議会という。

(事業)

第3条 この東一福進協は、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 相談事業、ボランティアコーディネート等の地区計画に関する事業の推進に関すること。
- (2) 地域におけるネットワークづくりに関すること。
- (3) 社会福祉法人新座市社会福祉協議会(以下「社協」という。)及び各社協支部間と連携を図り、地域における支え合い事業の促進啓発に関すること。

(事務所)

第4条 東一福進協の事務所は、社協事務局に設置する。

(構成)

第5条 東一福進協は、野寺地域、片山地域、池田地域及び道場地域をもって構成する。

2 東一福進協の委員は、次に掲げる団体等を代表する者で、70名以内をもって組織し、連帯と協働による支え合いの福祉を推進する活動に積極的に参加するものとする。

- (1) 町内会・自治会関係者
- (2) 社協支部関係者
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 保護司
- (5) 自主防災会関係者
- (6) 施設・事業所関係
- (7) ボランティア・NPO等団体関係者
- (8) 学校・幼稚園・保育園・放課後児童保育室関係者
- (9) 商工会・商店関係者
- (10) 老人クラブ関係者
- (11) 医療機関等関係者
- (12) 学識経験者

3 委員が交代する場合には、各団体等はその旨を速やかに会長に報告するものとする。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、総会から総会までの間とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の選任)

第7条 会長は、東一福進協の委員から互選し、社協会長が委嘱する。

(運営委員)

第8条 東一福進協に運営委員を置く。運営委員は、東一福進協の役員になる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 2名
- (5) 監事 2名
- (6) 地域福祉推進委員 13名以内

2 会長が推薦し、東一福進協の委員の承認を得て、顧問を置くことができる。

(運営委員の職務)

第9条 会長は、東一福進協を代表し、その会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 書記は、会議録等の作成その他の関係事務を担当する。

4 会計は、収支会計及び会計事務を担当する。

5 監事は、収支会計及び会計事務の監査を担当する。

6 地域福祉推進委員は、運営委員会に出席し、その議事を審議し、協同して業務の実施に当たる。

(運営委員の選任)

第10条 運営委員の選任は、次のとおりとする。

- (1) 運営委員の選任は、会長が推薦し、東一福進協の委員(総会)の承認を得るものとする。
- (2) 運営委員に欠員が生じたときは、委員の中から会長が推薦し、運営委員会の承認を得て東一福進協の委員(総会)の承認を得たものとみなし、速やかに東一福進協の委員(総会)に報告するものとする。
- (3) 副会長、書記、会計、監事及び地域福祉推進委員は、会長が選任する。

(運営委員の任期)

第11条 運営委員の任期は、2年とし、総会から総会までの間とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第12条 東一福進協に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、毎月1回開催する。ただし、必要に応じ、臨時に開催することができる。

3 運営委員会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

4 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

5 前項の場合において、運営委員会に出席できないときは、あらかじめ書面をもつ

て、欠席理由及び運営委員会に付議された事項についての意思表示をした者は、出席者とみなす。

6 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

7 運営委員会は、公開とし、必要に応じて関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(運営委員会の職務)

第13条 運営委員会は、次の職務を行う。

(1) 総会決定事項の実施に係る精査及び審議

(2) 事業計画案の作成、提案、審議及び運営

(3) 予算及び決算案等の作成並びに提案

(4) 総会等の会議運営

(総会)

第14条 総会は、毎年1回開催する。ただし、必要に応じ、臨時に開催することができる。

2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 総会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 前項の場合において、総会に出席できないときは、あらかじめ書面をもって、欠席理由及び総会に付議された事項についての意思表示をした者は、出席者とみなす。

5 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

6 総会は公開とし、必要があると認めるときは、地域住民が出席し、意見を述べることができる。

(総会の決議)

第15条 次の事項については、運営委員会の議決を経て総会の議決又は承認を受けなければならない。

(1) 事業計画及び予算の決定

(2) 事業報告及び決算の承認

(3) 会長又は運営委員会において必要と認められたもの

(事務局)

第16条 東一福進協に事務局を置き、事務担当は運営委員の中から選出する。

2 事務局は、毎月1回事務局会議を開催する。

3 事務局は、総会決定事項の具体的内容について協議し、実施を担当する。ただし、特異事例が生じた場合は、必要に応じ運営委員会に具申し、協議を経るものとする。

(経費)

第17条 東一福進協の経費は、市補助金、社協助成金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 東一福進協の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(社協への届出)

第19条 東一福進協の要綱の変更、会長等に変更が生じたときは、関係書類を添え

て、遅滞なく社協に届け出るものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、東一福進協の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月3日から実施する。

第3次新座市東部第一地区地域福祉推進協議会
地域福祉地区活動計画

令和6年5月発行

[発行]新座市東部第一地区地域福祉推進協議会
[編集]新座市東部第一地区地域福祉推進協議会
社会福祉法人新座市社会福祉協議会地域福祉課
〒352-0011 埼玉県新座市野火止 1-9-63
新座市役所第三庁舎内

Tel:048-480-5706

Fax:048-485-1075

e-mail:chiikifukushi@niizashakyo.or.jp
